

2024年11月8日

各位

会社名 ソニーグループ株式会社  
代表者名 代表執行役 吉田 憲一郎  
(コード番号 6758 東証 プライム)  
問合せ先 I R グループ  
(TEL03-6748-2111(代表))

**譲渡制限付株式ユニット (RSU) の付与及び  
新株式発行又は自己株式処分に係る発行登録に関するお知らせ**

当社は、2022年度より譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しておりますが、本日、本制度に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役、その他の役員及び従業員（以下、「対象者」という。）に対してRSUを付与することを当社代表執行役が決定し、本日付で、本制度に基づく新株式発行又は自己株式処分に係る発行登録書を関東財務局長に提出いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

**I. RSUの付与**

1. 第11回RSUの概要

(1) 対象者及びその人数ならびに付与するRSUの数

当社の従業員 6名 (計最大3,000株に相当するRSU)

(2) RSUの権利確定方法

RSUの付与日から3年後の応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に定める子会社及び同条第5項に定める関連会社をいい（以下同じ。）、当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているRSU全てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、下記4に記載するとおり、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じた決定されるユニット数について権利確定し、当該権利確定したRSUの数と同数（以下「RSU交付株式数」という。）の株式を交付するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、交付される株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

2. 第12回RSUの概要

(1) 対象者及びその人数ならびに付与するRSUの数

当社の従業員	472名	(計最大461,400株に相当するRSU)
当社子会社の取締役及びその他の役員	52名	(計最大414,773株に相当するRSU)
当社子会社の従業員	3,367名	(計最大6,577,946株に相当するRSU)
計	3,891名	(合計して最大7,454,119株に相当するRSU)

## (2) RSUの権利確定方法

RSUの付与日から次のa乃至cに掲げる日までの間、対象者が継続して当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該a乃至cに掲げる日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、順次、当該区分に掲げる数（ただし、a及びbにおいて1未満の数が生じた場合は、これを切り捨てます。）のRSUについて権利確定します。

<権利確定日>

<権利確定するユニット数>

- a) 付与日の1年後の応当日が属する 付与したユニット数に3分の1を乗じた数  
月の翌月1日
- b) 付与日の2年後の応当日が属する月 付与したユニット数に3分の1を乗じた数  
の翌月1日
- c) 付与日の3年後の応当日が属する月 付与したユニット数から、上記a及びbの数  
の翌月1日 を差し引いた数

ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、下記4に記載するとおり、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定し、RSU交付株式数の株式を交付するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、交付される株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

## 3. RSUの付与日

2024年11月25日（予定）

## 4. 当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、第11回RSU及び第12回RSUの権利確定後、速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、RSU交付株式数の当社普通株式を交付します。ただし、当社が必要と認める場合には、当社の関係会社が金銭報酬債権を当該対象者に対して付与することに代えて、当社は、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとることができるものとし、この場合、当該対象者は、当社に対して株式と引き換えに金銭を払い込むことにより、RSU交付株式数の当社普通株式を取得するものとします。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

なお、当社普通株式の交付が困難な特段の事情が生じた場合その他当社が必要と認める場合には、当社は、その裁量により、対象者に対して同等の価値を有する金銭を支給することにより、当社普通株式の交付に代えることができるものとします。

## 5. その他第 11 回 RSU 及び第 12 回 RSU に共通する事項

### (1) RSU の消滅事由

権利確定日までに、(i) 対象者が RSU を放棄した場合、(ii) 対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、(iii) 対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iv) 対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、(v) その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定の RSU の全部が消滅します。

### (2) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

### (3) RSU の処分制限

対象者は、RSU について第三者への譲渡、質入その他の一切の処分をすることはできません。

## 6. その他

なお、当社は、本制度に基づき交付される株式に係る登録書類（Form S-8）を米国証券取引委員会に提出いたします。

## II. 本制度に基づく新株式発行又は自己株式処分に係る発行登録

当社は、本日付で、本制度に基づく新株式発行又は自己株式処分に係る発行登録書を関東財務局長に提出いたしました。その概要は下表のとおりです。

1. 募集有価証券の種類	株式
2. 発行予定期間	発行登録の効力発生予定日(2024年11月16日)から2年を経過する日(2026年11月15日)まで
3. 発行予定額	発行予定額 25,800 百万円
4. 資金使途	原則として、対象者に支給される金銭報酬債権を現物出資財産として、当社普通株式を対象者に割り当てる方法によるものとするため、手取金はありません。ただし、当社の関係会社が金銭報酬債権を対象者に対して付与することに代えて、当社が、当社の関係会社をして、当該金銭報酬債権の額と同額の金銭を当該対象者に対して支給させるなどの適切と認める措置をとった場合には手取金が生じるところ、本制度に関する諸費用の支払その他の運転資金に充当する予定です。

上記の発行予定期間に権利確定する RSU に関して発行又は処分される株式数は、本日時点では 2,140 万株程度（国内分として 640 万株程度、海外分として 1,500 万株程度）を想定しております。なお、上記の発行予定額は、当該国内分の発行想定株式数に基づき、一定の条件のもとで算出した当社普通株式の新規発行予定額又は自己株式の処分予定額の上限額です。

以上